

〈史料紹介〉石志学著『棉紡学』（下冊）

紡織書報出版社（西安？）、1946年 v + 322 ページ

富澤芳亜

本稿で取り上げる石志学（志学は原名であり、彼に関するほとんどの伝記においては、後の名の鳳翔を用いており、本稿でも以後、「石鳳翔」を名前として用いる）『棉紡学』は、著書が見限られた限りでは、中国の紡織技術専門書の中で最初に労働者福利に関して一章を割いたものと思われる⁽¹⁾。

著者の石鳳翔は、1893年に湖北省孝感県で生まれ、1911年から京都高等工芸学校（現京都工芸繊維大学）で学んだ後、内外綿西宮第二工場で二年間の研修を行い1917年に中国に帰国した。帰国後は河北省の保定甲種工業学校の教務長を皮切りに、湖北省実業庁技正を勤め、1918年には湖北省武漢に楚興紡織学校を設立し自ら校長に就任し、当時の中国における有力な紡織企業集団である裕大華グループへの技術人材供給に当たった。1920年からは武漢の裕華紗廠の技師長となり、1922年からは河北省石家荘に新設された大興紗廠の工場長に就任し、1934年には陝西省西安に新設された大華紗廠の社長兼工場長に任命され⁽²⁾、1940年からは大華紡織訓練所長を兼任している。国民政府の台湾撤退とともに台湾に移った後には、台湾紡織業の発展に尽力するなど、中国紡織業草創期を代表する技術者の一人だった⁽³⁾。なお彼の娘は、蒋介石の第二子蔣緯国の最初の妻である。

同書は、本来、日中戦争中の1941年に石鳳翔が、大華紡織訓練所のテキストとして著したものと考えられるが、日中戦争中の困難な状況下にもかかわらず、著述の範囲は原綿、粗紡工程、精紡工程、撚糸工程、工場建設など紡織工場の運営全般を網羅し、上中下冊全体を合計すれば1000ページにもおよぶ本格的な専門技術書となっている。

以下で抄訳により紹介するのは、そのうちの

下冊の「第13章 劳工福利増進施設（労働者福利の増進の施策）」であり、そのページ数は僅かに8ページに過ぎないが、中国近代工業の草創期における技術者の労働者福利観理解の一助となればと考える紹介の次第である。

第十三章 労働者福利の増進の施策

第一節 はじめに

労働者福利とは工場が労働者保護を目的として、労働状態の改善を図ること、即ちその作業時間、あるいは雇用方法、及びその家族の一般の経済状況、および社会生活の改善を自由意志によって行う全ての施策である。事業経営者の立場からすれば、最も重要なのは、健康で優良な労働者を確保するために、労働者の労働条件を改善し、その健康と安全を保持することである。このために必要な工場外での条件として、生活の安定と幸福のために社会的地位向上の施策が必要である。要するに労働者にその職業に従事することへの喜びを持たせること、これが工場の能率増進のための必須なものであり、同時に事業育成のための根本なのである。ここに改善すべき事項を述べる。

福利増進の施策は、工場内部での施策と、外部での施策の二種類に分けることができる。前者は衛生安全、疲労の予防、教育訓練、慰安娯楽などに関することであり、後者は労働者と家族の生活、住居と交通環境などに関することである。東西各国の工場は、まさに福利の施策に重きをおいており、相当規模の組織を有するものが非常に多いのである。

工場労働者の幸福のための施策は、科学的経済法則から生まれたものであり、絶対に恩恵的な意味から生まれたものではない。表面上から見れば、相当の経費を要し利益の減少は免れないが、施策が完全なものとなれば多数の労働者

を優待できるだけでなく、その福利を増進すると同時に事業主の利益もまた増進し、つねにその支出以上の利益をもたらす。現在、この事実はようやく世間の人々の理解を得つつある。

ただ注意すべきは、福利施策の成功と失敗は事業の内容如何と管理方法の適切さにあり、変化のためには、人民の教育すなわち労働者の公共心と社会環境とが最も重要なのである。著者はこれに対して、以前に測定をこころみた。しかし福利の効果は、実際には測り難いものである。まず初めに決めるべき条件は、必ず事業主に代わって福利施策を実施する適切な専門人員に権限を持たせることである。

第二節 福利増進施策の必要性

時代の進歩にともなう事業の発展をはかるために、世間ではいわゆる労使協調が叫ばれており、確かにその意義には大きなものがある。しかしおおよそ全ての事業においても単独の力で進めたのでは成功は難しい。言葉を換えるのならば、資本家側は労働者の協力なしには何も製造できないし、労働者側は経済の成長なくしては、何の作業もなし得ない。まして近代の労資協調の問題は、社会的な認知を受けつつあり、周囲の環境をよく観察し、適切な処置をとることが必要である。

これによって事業の経営は、労使双方の間の友誼を増進することができ、いわゆる産業協調が形成される。事業の目的に対する、共同と互助の観念を具備できるようになるのである。

前述したように、産業の発達には、労使間の協調は不可欠である。故に全ての工場においては、利益の一部を多数の労働者へ提供し、福利施策として使用すべきであり、例えば保健衛生の施策は、労働者の健康を保つことにより工場側の利益にもなることは、前述の通りである。

第三節 福利施策の起因と動機

工場側による労働者への福利施策の起因は、様々な相異なる動機に基づいている。経済上の見地からは生産能率増進のためであるし、温情主義や社会正義から出発しているものもある。ここにその大まかな例を挙げる。

(1)生産能力増加のため、(2)労働者の流動性を

減少させるため、(3)優良な労働者を招募するため、(4)事業の広告手段、および工場主の個人的名誉を高めるため、(5)ストライキ・労働争議の減少のため、(6)労働者の反抗的な感情を慰撫するため、(7)労働組合と対抗しその勢力を相殺するため、(8)故意に工場の経費を増やし、節税効果を期待するため、(9)ほとんどの事業者は社会構成員の一人であるが、自己の幸福を目的に工場で労働者の労力を使用しており、それによる社会への恩返し観念からくる相互扶助精神のため、(10)未来における幸福を求める一種の迷信のため。

第四節 福利施設の建築・設備に関する注意事項

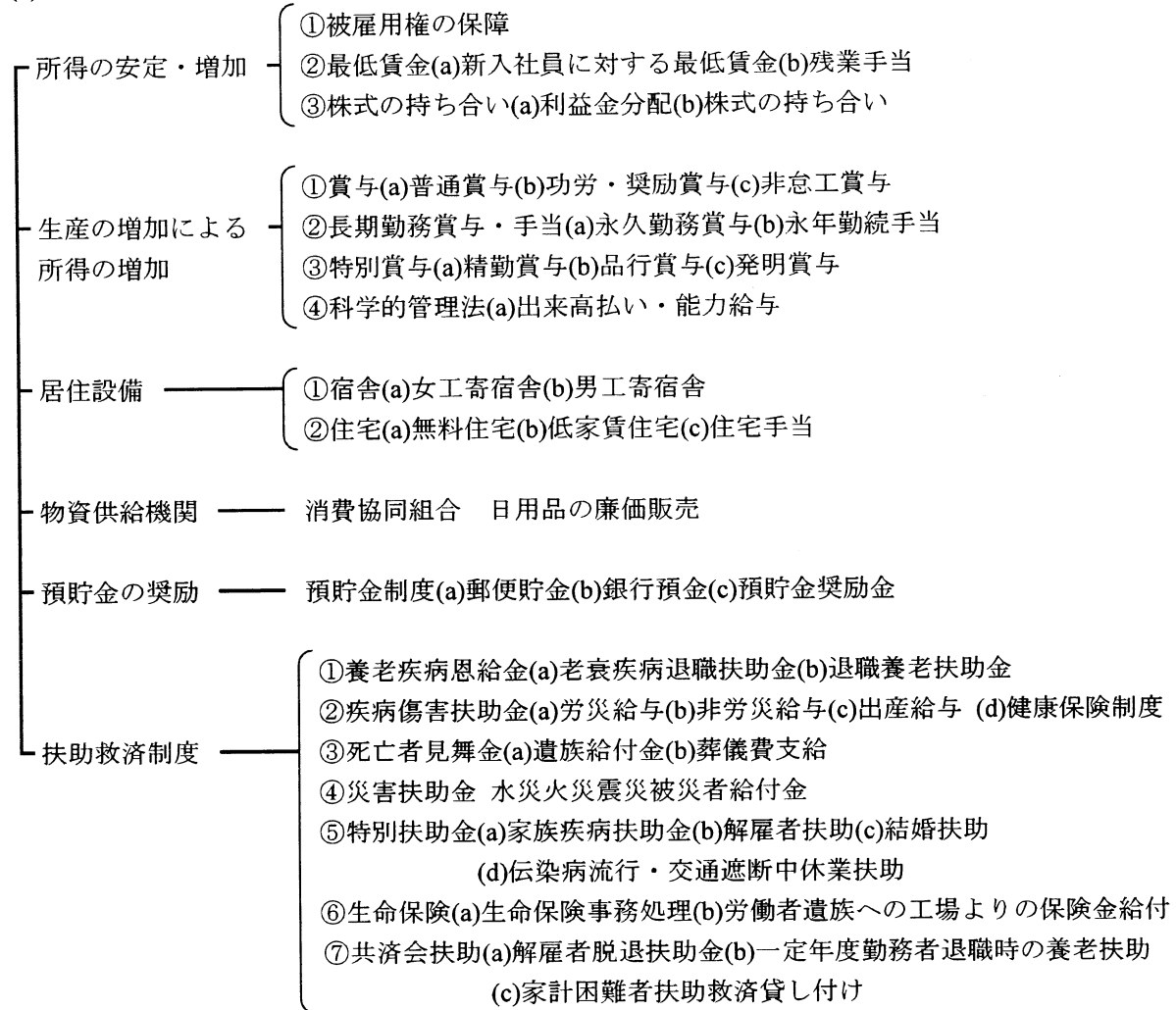
工場建築の初期から福利施設の建築を念頭に置くべきであり、この種の建物の位置や程度は、工場の規模や業種によって異なる。また単に従業員のためにこの拡大に努めるのではなく、従業員の家のためこれを応用すべきである。ただ労働者住宅と工場の適切な位置は、工場の雰囲気を容易に忘れ得るためと、休養と慰労を計るために、可能な限り工場から離れた場所を選択すべきである。その中間には多数の樹木を植林して工場を隔離するか、工場の壁際に葛系の植物を植えて色彩を添えれば、労働者を楽しく作業に当たらせることができる。また公共浴場や病院には、工場以外からの進入路を設けるべきである。

また福利建物設備には、工場の業種により工場内と工場外に設けられるものとがあり、後者には間近に設けられるものと遠方に設けられるものがある。例えば、倶楽部、病院、住宅などの建物は、高台の乾燥して清潔な場所を選んで建設すべきであり、やむをえず低湿地となった場合には、排水工事を行った上で、多種の樹木を植林し風塵の進入を防ぐ遮蔽物として、気候など自然の影響の緩和をはかるべきである。

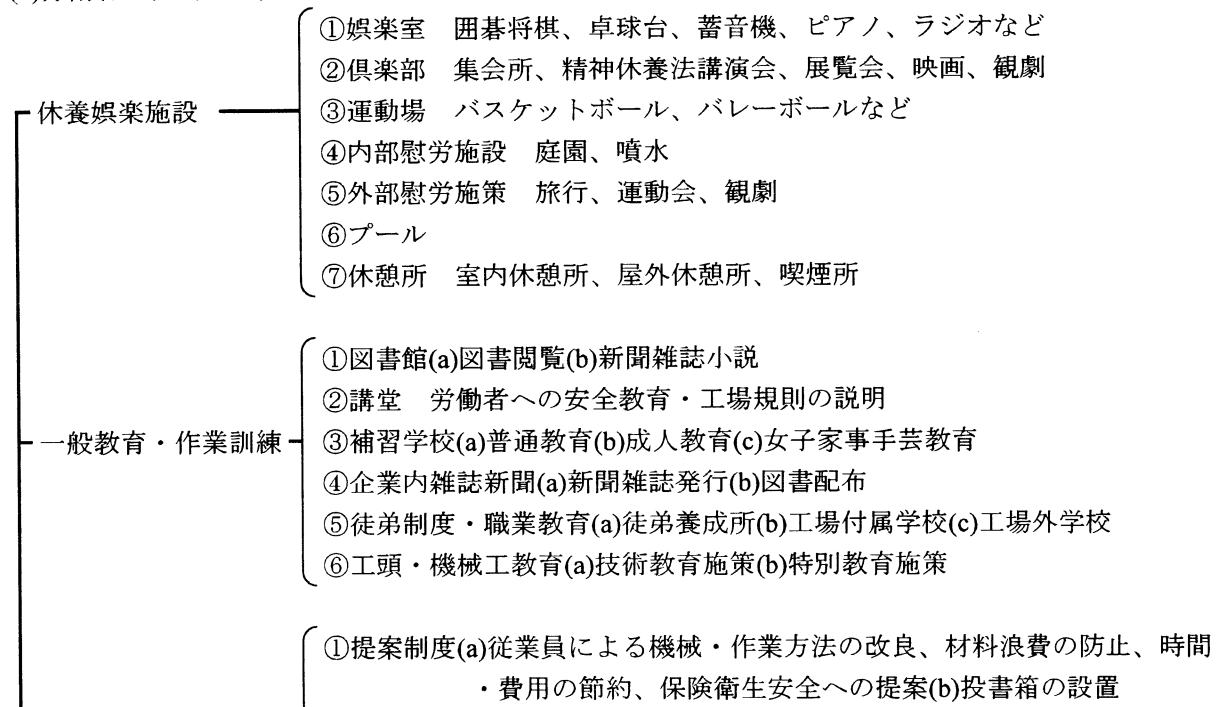
第五節 福利増進施策の概要

福利施策の内容事項は非常に多岐に渡っており、工場の規模、業種、所在地等の状況により相異なるが、以下に主要なものをあげて参考に供する。

(1)労働者の経済状況の改善施策



(2)労働者の社会的地位向上のための施策



管理協力機関	<ul style="list-style-type: none"> ②工場委員会・会議 経営上、労資協調の立場より代表を選出し、委員会組織し、工場の施策について協議。その他に安全委員会など ③昇級・訓練委員会(a)優秀労働者の選抜・公告(b)風紀・規則の改善についての協議 ④福利施策委員会 福利事業について工場主への申告 ⑤生産評議委員会 経営上の生産事項についての協議
従業員利便施設	<ul style="list-style-type: none"> ①案内所(a)官庁への各種申請事項(b)家庭人事事項(c)債権・債務・金融などの事項 ②従業員の生計調査 生計に関する各種調査 ③幼稚園 無料幼稚園 ④貸借設備(a)雨傘(b)理髪用具
労働災害減少施策	<ul style="list-style-type: none"> ①時間短縮(a)少年工の労働時間の特別短縮(b)一定時間の規定 (c)残業の制限(d)夜間操業の廃止 ②休憩時間(a)休憩時間(b)食事時間 ③休日・定例休暇(a)定例休暇(b)年末休暇(c)記念日(d)特別勤労者慰労休暇 ④単純作業の改善 作業上の事故の防止のために、作業に興味を持たせ、愉快さと刺激を与える
飲食の改善	<ul style="list-style-type: none"> ①食堂(a)食堂設備(b)消毒(c)食物保温装置(d)食堂と厨房の取り締まり ②小食堂 低価格での酒宴の提供 ③食料供給設備 従業員が食料に不自由しないために ④飲料設備(a)夏期に冷たい飲み物の供給(b)冬期に暖かい飲み物の供給 ⑤洗濯設備(a)クリーニング代の不徴収(b)極力低価格化
作業状態の改善	<ul style="list-style-type: none"> ①模範的な工場設備(a)整然とした建物(b)作業場の整頓(c)機械・機器の改善(d)作業台・椅子の改善 ②照明・換気・冷暖房設備(a)採光照明装置(b)温湿度装置(c)冷房装置(d)暖房装置 ③安全設備(a)各種安全装置(b)避難設備(c)安全教育(d)防火設備(e)消防組織と練習(f)安全掲示・危険表示(g)災害予防委員会 ④衛生設備(a)一般衛生設備(b)工場内外の清掃設備(c)手洗い場(d)化粧室(e)更衣室・シャワー室(f)除塵設備(g)除害設備
保険治療施設	<ul style="list-style-type: none"> ①応急救護班(a)工場内外の救護と救急設備(b)常備薬設置 ②医務室(a)診察治療室(b)薬局(c)休養室 ③病院(a)工場委託・付属病院(外科・内科・耳鼻科・眼科)(b)歯科(c)転地療養施設 ④医師(a)専任医師(b)嘱託医師(c)薬剤師(d)看護婦 ⑤身体検査・定期健康診断 ⑥伝染病予防と防疫設備

以上が『棉紡学』における労働者福利の内容である。その内容は、技術者・経営者の立場から書かれたものであり、当然ながら労資協調を目的とした労働者福利となっている。

しかし重要な点は、中華民国期においても技術者によって労働者福利が積極的に進められようとしていたことにある。これまで中国近代史における労働史研究は、社会主義政権成立をゴールとするような「革命史観」的観点から労働運動史を中心として進められてきたため、工場内部の労務管理の形成史などには重点が置かれてこなかった。1930年代に発行されていた『紡織時報』、『紡織周刊』などの紡織技術誌を見れば、当時の技術者たちが高い競争力を誇る日本資本在华紡との対抗のために、熟練労働者の流動性の抑制に躍起になっていたことが分かる。言い換えれば、優秀な熟練労働者の確保は紡織工場にとっての至上課題となっていたのであり、そのための対策がここに見られるような労働者福利だった。そして次に問題となるのはその実効性の問題であろう。

『棉紡学』の中で述べられている社員への「分紅」(利益分配)や自社株式による利益分配、様々な賞与、居住施設の整備、様々な救済制度は1930年代の江蘇省常州の大成紡織染公司などですでに見られたものだった⁴⁾。それは、利益分配によって企業の利益増加が社員の所得の増加に直結すること、あるいは宿舍や投書箱の設置によって社員としての自覚を涵養することによって熟練労働者の流失を防止しつつ、企業内外の様々な教育活動を通して労働者の資質の底上

げを図るものだった。石鳳翔の『棉紡学』における労働者福利もこのような流れの一環としてとらえることができよう。

注

- (1) 中華民国期に発行された紡織技術専門書については、《中国近代紡織史》編集委員会編著『中国近代紡織史』(上巻)、中国紡織出版社(北京)、1997年、245～250頁を参照のこと。
なお著者がこれまでに見ることのできた紡織技術専門書は、恒豊紡織新局『紡織技師手冊』恒豊紡織新局(上海)1919年、朱升芹(仙舫)『理論實用紡績学』(中編)華商紗廠連合会(上海)1919年、朱升芹『紡織合理化工作法』華商紗廠連合会(上海)1932年、朱升芹『改良紡織工務方略』華商紗廠連合会(上海)1932年、朱升芹『紡織』商務印書館(上海)1934年、鄧禹声『紡織工廠管理学』南通学院紡織科学友会(江蘇省南通)1934年、成希文『紡紗学』商務印書館(上海)1937年の七編である。
- (2) 大華紗廠設立の経緯については、富澤芳亜「〈研究ノート〉1930年代の陝西省における紡織工場の創始について」『広島大学東洋史研究室報告』第10号、1988年を参照のこと。
- (3) 中国科学技術協会編『中国科学技術專家伝略』(工程技術編 紡織巻1)中国紡織出版社(北京)1996年、54～62頁。
- (4) 富澤芳亜「劉国鈞と常州大成紡織染股份有限公司」曾田三郎編『中国近代化過程の指導者たち』東方書店(東京)1997年。